

平成28年度 第5回人事委員会 会議結果

1 開催日時

平成28年6月17日（金）午前10時～10時35分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】	委員長	曾我紀厚			
	委員	中原都			
	委員	上田博久			
【事務局職員】	事務局長	三王寺由道	次長兼任用課長	今岡誠一	
	給与課長	吉野一朗	係長	富山哲明	
	係長	湯ノ口修	係長	古川真史	
【傍聴者】		なし			

4 議題

議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について（知的障がい者）

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について（原子力技術職）

議案第3号 職員の職務に専念する義務の免除について

報告第1号 職員団体の登録抹消について

5 議事の公開・非公開

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

6 議事

◇議案第1号

選考により採用することができる職に係る承認（知的障がい者）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

本県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、知的障がい者の雇用の促進を図ることとしている。

この知的障がい者の採用については、知的障がい者に対象を限定した試験であり、全ての国民を対象に募集を行う競争試験にはなじまないと考えられることから、選考による採用とする必要があるため。

2 採用予定日

平成29年4月1日

3 選定方法

知事部局において選考を実施。

(1) 試験内容

① 1次試験

- ・筆記試験（公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会・人文・自然に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験）
- ・人物試験（理解力やコミュニケーション力についての集団面接）
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）

② 2次試験

- ・人物試験（人物・意欲及び作業能率（集計作業、簿冊整理などの職務内容に係る実技）についての個別面接）

(2) 受験資格

①年齢要件 昭和56年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

②資格・免許等

- ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
- ・知的障がい者更正相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された者

【質 疑】

委 員

1名程度となっているが、なぜ1名なのかということ。初めての経験なので、1名ではそれだけで評価が決まってしまう。最低2名採ってもいいのではないかという気がする。

委 員

それは比較のためということか。

委 員

そうである。たった1名というのは、自分一人だけということで、他の人がいたら、良い面でも悪い面でも比較できる。この辺は障がい者の場合は当てはまらないかも知れないが。

事務局

来年度の4月1日採用が1名ということであって、その次の年もやっていきたいということは任命権者も考えている。

現在の鳥取県の障がい者雇用率は2.95%で、法定が2.3%であるため、かなり上回っている。比率的には身体障がい者が多い。知的障がい者は正職員としてはおられなくて、非常勤としては8人おられる。ただ、正職員の道を作りたいということもあり、初めて正職員の試験をやりたいということ。非常勤としての試験はこれまでもやっている。

委 員

非常勤と正職員はかなり差がある。仕事内容、勤務時間、手当についても違ってくる。

委員

今年度2名にすると来年度以降採用する機会がなくなるかもしれないし、将来的に複数名にしていく中で、まず1名だという点と、複数名いないと採用された側にとって同じ立場の人がいないための不安感、比較しようがないという点とある。

1名程度だから、場合によっては2名かもしれないし、0名かもしれないということ。参考として捉えていただければと思う。

それから、採用した後の1週間の職場経験とあるが、やはりなじまないのではないかと思ったところで、初めての知的障がい者を雇用すること自体に無理があったのではないかという批判を避けるためには、現実問題として、採用なしとは言いにくいのではないか。

事務局

当初は、想定している職場で職場実習してそこに合うか合わないか見た上で合格発表を出そうという話だったが、それだと合わなければだめだということになってしまうので、今回の場合は、採用を決めてから実習してみてそこが合わなければ、別の職場を検討し、そちらの配属となってくる。そうなると、おそらく仕事のやり方などを変えないといけなくなるだろうと思う。

今までの知的障がいの方が専門にできる職が作ってあるわけではないため、今まで正職員がやっていた職で、知的障がいを持った方でもやれそうな部分だけを切り出して仕事を作ってやっていこうという形なのだが、一つの所属で切り出すのはなかなか難しい。色々な組織の仕事を少しずつ切り出して仕事を作らないと行けないため、合うように持って行かないといけないのではないか、という形に変更したようだ。

委員

確実に採用し、合うような環境を作ると、知的障がい者が働ける環境作りをしていくんだという、通常と違う感じになってきているのか。

事務局

これまでの身体障がい者の方は、正職員の仕事と同じ仕事であり、仕事自体を変更したり仕事のやり方を変えたりするような事はなかったが、今回はそのような事をやらなくてはならない。結局用意した職場が合わないと採用しないということで本当にいいのか、県として努力しなければならないのではないか、ということでないに進まないということだろうと思う。

委員

いわゆるやってみてということだな。

事務局

仕事の切り出しを今までやっていないため、それぞれの場所にある仕事だけだと難しいかもしれないということが出てくる。

委員

難しい環境作りだな。

委員

これがうまくいけば一般の民間も考えていかなければならなくなる。注目だ。

委員

一次試験の集団面接のイメージがわからない。どのようにするのか。集団討論のようなものなのか。

事務局

それぞれに質問して話をすると思われる。人数によって受験者一同なのかグループ分けなのかになるだろう。

委員

集団討論のようなこともするのか。

事務局

討論まではしないだろう。

障がい者就業支援センター等に相談しながらやっていくことになると思う。

◇議案第2号

選考により採用することができる職に係る承認（原子力技術職）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

原子力災害発生時において、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援等多岐にわたる緊急事態への対応が迅速に行えるよう、専門的知識を有する職員を採用する必要があるため。

2 採用予定日

平成29年4月1日

ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用する場合もあり得る。

3 選定方法

知事部局において選考を実施。

(1)試験内容

経歴評定：職務の遂行に必要な原子力に関する専門知識、原子力に関する科目の履修状況等について評定

適性検査：職務遂行に関する適性についての検査

人物試験：個別面接による専門知識・人物についての口述試験

(2)受験資格

①年齢

昭和32年4月2日以降に生まれた者

②職務経験要件

平成28年6月1日時点で原子力技術に関する民間企業等（公的機関を含む。）での職務経験を通算して10年以上有している人（経理、人事など原子力技術分野とは直接無関係の職務経験を除く。）

4 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑】

委員

基本的なことだが、選考と競争試験の違いは。

事務局

一般的な募集が競争試験、ある一定の範囲の方の条件をつけるのが選考採用ということになる。

今回の場合は原子力の経験を持った方というのが条件に付くため、単に誰でも受けられる試験ではない。

委員

学歴要件は一定の範囲の条件とみなしていないということか。

事務局

そうである。例えば大卒程度であれば、大学を卒業していなくてもそのレベルの試験を通ったという位置づけになる。

委員

なかなか県内ではないだろう。10年以上、本当の現場の技術系の方である。

委員

島根原発の対応で、2～3年前にできた職だな。

事務局

5年ほど前である。これまで4名採用している。

東日本大震災の後5年間原発が止まっており、大学の研究用の実験用原子炉も動いていない。したがって、ここ5年間程度は実務経験した人はほとんどいない状態だろう。

電力会社にお勤めであれば当然そのような知識があるだろうが、それ以外であれば、研究機関か。

今採用している職員が皆若い方ばかりで、指導的な、ある程度上に立つ方をこれから欲しいということだろうと思う。現実問題として、島根原発再稼働、廃炉の関係で、電力会社、国等との交渉ごとが出てくる。

委員

実質一本釣りのようなことになるだろうな。

事務局

おそらくそうなるだろう。

委員

体制は4、5人を考えているのか。

事務局

今のところはそうだと思う。これまで採用した方でできる部分と実務経験がないとできない部分とのわけで、今回の場合では実務経験のある方でないとできないということだと思う。

◇議案第3号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について申請があり、適当と認められるので以下のとおり承認しようとするもの。

1 職務に専念する義務を免除する場合

職員が第3回世界ろう者陸上競技選手権大会（ブルガリア大会）に日本代表の選手として出場する場合

《世界ろう者陸上競技選手権大会》

- ・世界の聴覚障がい者スポーツの統括組織である国際ろう者スポーツ委員会が主催する世界約100カ国が参加する国際大会。
- ・聴覚障がい者に限定した国際スポーツ大会であるデフリンピックの開催されない年に4年ごとに開催。
- ・日本代表選手は、日本聴覚障害者陸上競技大会などの全国大会で3位以上の成績を収めた者の中から日本聴覚障害者陸上競技協会が決定。

2 対象職員

鳥取県立鳥取聾学校 教諭（出場競技：男子走り高跳び）

3 免除期間

参加日程（6月23日～7月5日）のうち勤務を要する日

4 根拠規定 職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第14号

○職務に専念する義務の特例に関する規則 (義務免除) 第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。	
14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間

5 承認する理由

- ・職員が日本代表選手として世界トップレベルの本大会に参加することは、本人はもとより本県の競技レベルの向上、障がい者スポーツの振興に資すると考えられること。
- ・過去の類似の事例にかかる承認の基本的な考え方は、①国際大会への出場する場合、又は、②国際大会への参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合（事前合宿も含む）であり、本件は①に該当していること。
- ・平成24年に開催された第2回トロント世界ろう者陸上競技選手権大会に当該職員（当時の身分は臨時的任用職員）が日本代表選手として出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認していること。

6 承認日 議決日

【質 疑】

委 員

包括承認と個別承認の違いは何か。

事務局

明確に整理したものはないが、包括承認の場合は、職員が職専免の承認を受けた事例が何回かあるもの。個別承認はその人限りというものが多い。

今回の方については、過去にも2回承認しており、デフリンピック、パラリンピックなどがオリンピックに相当するという位置づけで包括承認することも考えられなくもないと思うので、状況を見ながら包括承認とするかどうか検討していきたい。

委 員

現状個別承認の考え方は、資料23頁5項のような考え方の中でこれに当たるだろうというものを包括承認しているということだな。

事務局

そのとおり。国際大会にもいろいろなレベルがあり、参加者数等規模にも違いがあるので、一様に国際大会だから包括承認ということは難しいと考えている。

◇報告第1号

職員団体の登録抹消について、事務局が説明した。

【説 明】

当委員会が登録している職員団体から解散の届出があり、登録を抹消したので、その概要を報告するもの。

- 1 登録を抹消した職員団体
あやめ職員労働組合
- 2 登録を抹消した年月日
平成28年5月11日
- 3 登録を抹消した理由
職員団体の解散によるもの
- 4 解散年月日
平成28年4月22日
- 5 解散理由
経営主体（施設の指定管理者）が、日野病院組合から民間事業所になった（職員の身分が公務員から非公務員になった）ため。
- 6 根拠法令
地方公務員法第53条第10項
職員団体の登録に関する条例第4条第1項及び第2項

7 次回人事委員会の開催

平成28年7月6日（水）午前10時から開催することとした。